

農地中間管理権設定に係る裁定事務処理要領

平成 29 年 9 月 20 日 施 行

第 1 趣旨

農地中間管理権の設定に関する裁定については、農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）、農地法施行令及び農地法施行規則に定めるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 裁定者

この裁定を行う者は知事とする。

第 3 裁定の対象

法第 39 条の裁定は、次のものを対象とする。

- (1) 農業委員会が法第 36 条第 1 項の規定による勧告を行った場合で当該勧告があった日から起算して 2 月以内に当該勧告を受けた者と農地中間管理機構（以下「機構」という。）との協議が整わず、又は協議を行うことができないとして、当該勧告があった日から起算して 6 月以内に機構から知事に農地中間管理権（以下「中間管理権」という。）の設定に関し裁定の申請があった場合。
- (2) 農業委員会が法第 32 条第 3 項（法第 33 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定（「過失がなくその農地の所有者等を確知できない場合」）による公示をしても当該農地の所有者等から申出がない（申出の結果、その農地の所有者等で知っているものの持分が 2 分の 1 を超えないときも含む。）としてその旨を機構に通知した場合において、当該通知があった日から起算して 4 月以内に機構から当該農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった場合。

第 4 裁定の申請等

機構が裁定の申請を行う場合、第 3（1）の場合にあつては別記様式第 1 号により、第 3（2）の場合にあつては別記様式第 2 号により県知事に対して裁定の申請をするものとし、必要に応じて次の書類を添付するものとする。

なお、農地の所有者等から機構との協議が開始された場合や遊休農地が解消される場合等により法第 36 条第 1 項の勧告の撤回が行われたときは、機構は、別記様式第 3 号により裁定申請の取下げを行うものとする。

(1) 第 3 の (1) の場合

- ① 法第 35 条第 1 項に基づく農業委員会から機構への通知書の写し
- ② 法第 36 条による勧告書の写し
- ③ 農地の所有者等との協議経過を記録した書面
- ④ 対象となる農地の位置図・公図
- ⑤ 対象となる農地の現況写真
- ⑥ その他参考となる資料

(2) 第3の(2)の場合

- ① 法第43条第1項に基づく農業委員会からの機構への通知書の写し
- ② 法第33条第2項又は法第43条第1項に係る公示関係資料
- ③ 対象となる農地の位置図・公図
- ④ 対象となる農地の現況写真
- ⑤ その他参考となる資料

第5 裁定申請があった旨の公告等

裁定の申請があった場合は、次の事項を県報により公告するとともに別記様式第4号により農地の所有者等に通知するものとする。

- ① 当該申請に係る農地の所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ② 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積
- ③ 当該申請に係る農地の利用の現状
- ④ 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- ⑤ 希望する中間管理権の始期及び存続期間並びに借賃及びその支払の方法
- ⑥ その他参考となるべき事項

第6 意見書の提出

第5により農地の所有者等に通知をする場合、2週間を下らない期間を指定して別記様式第5号の「農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書」により意見書の提出の機会を与えるものとする。

なお、第5による農地の所有者等へ裁定の通知を行う際にこの意見書を添付するものとする。

第7 裁定に係る判断

中間管理権を設定するか否かの裁定についての判断については、別に定める「農地中間管理権に係る裁定判断基準」により行うものとする。

県は、裁定の判断に当たって、機構から関係資料の入手が不可能な場合は、必要に応じて、次の書類を農業委員会に求めるものとする（法第51条の2）。

(1) 第3の(1)の場合

- ① 農地台帳の写し
- ② 土地の登記事項証明書
- ③ 農地の権利者が把握できる書類（①の名義と権利者が相違する場合（共有にあっては、相続関係図等、共有者全てが分かる書類））
- ④ 農地利用意向調査書の写し
- ⑤ 法人登記簿謄本及び定款（法人の場合）
- ⑥ その他参考となる資料

(2) 第3の(2)の場合

- ① 農地台帳の写し
- ② 土地の登記事項証明書
- ③ 農業委員会が農地の所有者等が確知できないとして判断した資料
- ④ 法第 33 条第 2 項又は法第 43 条第 1 項に係る公示関係資料
- ⑤ 農地の権利者が把握できる書類（①の名義と権利者が相違する場合（共有にあっては共有者全てが分かる書類））
- ⑥ 法人登記簿謄本及び定款（法人の場合）
- ⑦ 権利関係調査資料（戸籍謄本・除籍謄本・住民票・相続関係図・相続放棄関係等資料）
- ⑧ その他参考となる資料

第 8 意見聴取

裁定に当たっては、一般社団法人広島県農業会議の意見を聴くものとする。

第 9 裁定において定める事項

裁定においては、次の事項を定めるものとする。

なお、①～③においては、申請の範囲を超えないものとし、③に規定する中間管理権の始期は耕作が可能となる時期とし、存続期間は 5 年以内とする。

- ① 農地中間管理権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
- ② 農地中間管理権の内容
- ③ 農地中間管理権の始期及び存続期間
- ④ 借賃
- ⑤ 借賃の支払いの方法

第 9 裁定の結果の通知等

知事は裁定の結果について、遅滞なく、次により通知を行うとともに、県報により公告をするものとする。

（1） 機構への通知

- ① 第 3（1）による裁定の場合、別記様式第 6 号により通知を行う。
- ② 第 3（2）による裁定の場合、別記様式第 8 号により通知を行う。

（2） 農地の所有者等への通知

別記様式第 7 号により通知を行う。

農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地
農地中間管理機構の名称及び代表者名 印

平成 年 月 日に、農地法第36条第1項に基づき農地中間管理権の取得に関し勧告が行われましたが、2か月以内に勧告を受けた者との協議が調わなかった（又は協議を行うことができなかった）ので、同法第37条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 農地の所在等が複数筆ある場合は、別紙を添付するものとする。

利用権の設定に関する裁定の申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地
農地中間管理機構の名称及び代表者名 印

農地法第43条第1項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定を申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 記の1の「所有者等の情報」欄には、農地法第43条第1項の規定に基づく農業委員会からの通知（農地法関係事務処理要領様式例第13号の16）の情報等を記載する。
- 提出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

別記様式第3号

農地中間管理権の設定に関する裁定の申請取下げ書

平成 年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者名 印

平成 年 月 日付けで申請した次の農地に係る農地中間管理権の設定に関する裁定について、
農地法第36条第1項の勧告の撤回がされたので、裁定の申請を取下げます。

農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

農地中間管理権の設定の裁定に関する通知書

平成 年 月 日

住所

氏名

殿

広島県知事印

下記農地については、農地法第37条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定が申請されましたので、同法第38条第1項の規定に基づき通知します。

なお、平成 年 月 日までにこれに係る意見書を提出できますので、お知らせします。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

3 農地の利用の現況

4 農地中間管理機構の利用計画の内容の詳細

5 農地中間管理機構の希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

6 その他参考となる事項

(記載要領)

- 別記様式第5号（農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書）を添付する。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 農地の所在等が複数筆ある場合は、別紙を添付するものとする。

農地中間管理権の設定の裁定に関する意見書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所

氏名

印

平成 年 月 日付けの通知について、農地法第38条第1項の規定に基づき意見書を、下記のとおり提出します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 権利の種類及び内容

種類	内容

3 農地の利用の状況及び利用計画

4 農地を現に耕作の目的に供していない理由

5 意見の趣旨及びその理由

6 農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 提出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「内容」欄には、提出者に所有権以外の権原が設定されている場合に、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載してください。

農地中間管理権の裁定通知書

番号

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 様

広島県知事印

平成 年 月 日付けで農地法第37条の規定による農地中間管理権の設定に関する裁定の申請のあった下記の農地について、同法第39条第1項の規定により農地中間管理権を設定する（設定しない）裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 農地中間管理権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地中間管理権の裁定通知書

番号
平成 年 月 日

住所
氏名 様

広島県知事 印

農地法第39条第1項の規定により、下記農地に農地中間管理権を設定する（設定しない）裁定をいたしましたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 農地中間管理権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃	支払方法

3 農地中間管理権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

利用権の裁定通知書

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けで農地法第43条第1項による所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請のあった下記農地について、同項の規定により利用する権利を設定する裁定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

3 当該農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

4 当該農地の所有者等の情報

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに〇〇（地方）法務局（〇〇支局、〇〇出張所）に補償金を供託してください。

6 その他

補償金を供託したときは、供託書正本の写しを都道府県知事に提出してください。

（記載要領）

1 権利の存続期間は5年以内とする。

2 記の4の「当該農地の所有者等の情報」には、農地法第32条第3項に基づく公示（農地法関係事務処理要領様式例第13号の2）の情報等を記載する。